

一般財団法人信和会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人信和会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県松本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、国立大学法人信州大学における医学の研究を奨励助成し、同時に附属病院の患者の院内生活面に対する支援並びに職員、学生の学事研修を奨励し、福利厚生を図り、もって医学の振興と社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 医学研究に対する奨励助成
- 二 患者の院内生活面に対する支援
- 三 教職員、学生の学事研修の奨励及び福利厚生事業
- 四 附属病院の運営に対する助成
- 五 患者等の必需品の販売、貸付及び役務の提供
- 六 信州大学からの受託事業
- 七 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会が定めた財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第9条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ決議について特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 2 前項の規定は、この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合に準用する。

(剰余金の分配)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(設 置)

第11条 この法人に、評議員3人以上5人以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任 期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報 酬)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構 成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 評議員の選任又は解任
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬の額
- 四 役員等に対する報酬等の支給の基準
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

六 定款の変更

七 残余財産の処分

八 基本財産の処分又は除外の承認

九 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において互選により選出された評議員会会長がこれに当たる。

(決 議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 監事の解任

二 役員等に対する報酬等の支給の基準

三 定款の変更

四 基本財産の処分又は除外の承認

五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条第 1 項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提

案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長並びに出席した評議員の中から議長が指名する者 1 人及び出席した理事の中から選出された者 1 人は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の運営)

第 24 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 6 章 役員及び会長等

(役員の設置)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

一 理 事 3 人以上 5 人以内

二 監 事 1 人以上 2 人以内

- 2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事長補佐のため、常務理事 1 人を置くことができる。。
3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）上の代表理事とし、理事のうち 2 人以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事(又は業務執行理事)の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 4 理事長及び常務理事(又は業務執行理事)は、毎事業年度5月及び3月に開催される理事会において、自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前2項に規定するもののほか、法令上定められた職務を行う。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(会 長)

第 32 条 この法人に任意の機関として、会長を置き、選任及び解任は理事会において決議する。

- 2 会長は、この法人の儀典及び儀礼文書等に関し、この法人の名誉を代表する。
- 3 会長はこの法人の運営について理事長の相談に応じ、又は助言する。
- 4 会長の報酬は、無償とする。

(顧 問)

第 33 条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - 一 理事長の相談に応じること。
 - 二 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

第 7 章 理 事 会

(構 成)

第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 35 条 理事会は次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長及び顧問の選任及び解任
- 四 理事長及び常務理事並びに業務執行理事の選定及び解職
- 五 その他法令又はこの定款で理事会の職務とされた事項

(開 催)

第 36 条 理事会は、毎事業年度 5 月及び 3 月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、理事会において、出席した理事の中から互選により議長を選出する。

(決 議)

第 39 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第 43 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 12 条について適用する。

(解 散)

第 45 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国立大学法人信州大学に贈与するものとする。

第 9 章 事務局等

(設 置)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 48 条 この法人の主たる事務所には、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

一 定款

二 役員等の報酬等規程

三 評議員会及び理事会の議事録又は第 21 条及び第 40 条に規定する書面もしくは電磁的記録

四 事業計画及び収支予算の書類

五 事業報告及び決算の書類

六 公益目的支出計画実施報告書

七 監査報告書

八 その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項に規定する書類及び帳簿は、次の各号に掲げる期間備え置かなければならない。

一 第 1 号の書類 永年

二 第 2 号の書類 当該書類作成後 5 年間

三 第 3 号の書類 議事録については評議員会及び理事会の日から 10 年間（第 21 条及び第 40 条に規定する書面又は電磁的記録については評議員会及び理事会の決議があったものとみなされた日から 10 年間）

四 第 4 号の書類 当該書類の事業年度の末日までの間

五 第 5 号及び第 7 号の書類 定時評議員会の日から 2 週間前の日（第 21 条の場合にあっては、同条の提案のあった日）から 5 年間

六 第 6 号の書類 定時評議員会の日から 2 週間前の日から 5 年間

七 第 8 号の書類及び帳簿 法令で定める期間

- 3 第 1 項に掲げる書類及び帳簿等の閲覧等については、法令の定めによるもののほか、次条の定めるところによるものとする。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 49 条 情報公開に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 50 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める個人情報管理規程による。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、長野県松本市波田 1397 番地 6 金井 正志 とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
天野 直二、久保 恵嗣、松本 あつ子、平野 浩志、市村 和久
- 5 設立登記の日現在の理事及び監事
 - (1) 理 事
金井 正志
今井 清志
石曾根 新八
大西 吉恵
 - (2) 監 事
上條 光信
神澤 邦仁